

VI 騒音・振動

1. 概 況

騒音・振動は、工場及び事業場における事業活動によるものの他、建設工事、道路交通・鉄道、生活に伴うものなど、日常幅広く存在しています。

このようなことから、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出による必要な規制を行うとともに、市内の幹線交通を担う国道6路線、県道14路線の自動車騒音常時監視を実施しています。また、一般的な環境や苦情に伴う騒音・振動調査を実施するなど、生活環境の保全に努めています。

2. 環境基準等

騒音・振動に係る環境基準は、環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として定められたものです。

また、騒音規制法に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度を定め（要請限度）、この限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとしています。

表VI－1 騒音・振動の大きさ

騒音

音の大きさ (dB)	騒音の例
120	飛行機
110	新幹線
100	地下鉄
90	トラック
80	乗用車
70	騒々しい事務所の中
60	普通の話声
50	一般の住宅地
40	深夜の住宅地

振動

振動の大きさ (dB)	気象庁 震度段階	感覚
95	中震	振動を強く感じる
85	弱震	
75	軽震	振動をよく感じる
65	微震	振動をようやく感じる
55	無感	振動を感じない

表VI-2 環境基準

道路に面する地域以外

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整	5 5	4 5
近商，商業，準工，工業	6 0	5 0

道路に面する地域

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
①	1 低住専，1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 0	5 5
②	1 住，2 住，準住居，調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び近商，商業，準工，工業のうち車線を有する道路に面する地域 (但し幹線交通を担う道路に近接する空間については③の基準値とする)	6 5	6 0
③	幹線交通を担う道路に近接する空間	7 0	6 5

備 考

専ら住居の用に供される地域

1 低住専：第1種低層住居専用地域

1 中高住専：第1種中高層住居専用地域

主として住居の用に供される地域

1 住：第1種住居地域

準住居：準住居地域

2 住：第2種住居地域

調整：市街化調整区域

相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

商業：商業地域

工業：工業地域

幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）

近 接 す る 空 間：道路の敷地境界線から15m（2車線以下の車線を有する道路）

道路の敷地境界線から20m（2車線を越える車線を有する道路）

車

線：1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分

表Ⅵ－３ 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(評価方法：等価騒音レベル Leq 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整のうち1車線の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	6 5	5 5
②	1 低住専，1 中高住専のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 (但し幹線交通を担う道路に近接する区域については③の限度値とする)	7 0	6 5
③	1 住，2 住，準住居，調整のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び近商，商業，準工，工業のうち車線を有する道路に面する区域並びに幹線交通を担う道路に近接する区域	7 5	7 0

表Ⅵ－４ 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

(評価方法：80%レンジの上端値 単位：dB)

地域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～8:00
①	1 低住専，1 中高住専，1 住，2 住，準住居，調整	6 5	6 0
②	近商，商業，準工，工業	7 0	6 5

3. 工場及び事業場に対する規制

工場及び事業場からの騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

本市では上記関係法令に基づき立入調査を実施し、騒音・振動の測定等を行っています。

表Ⅵ－５ 騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時 間 帯	朝 6:00～8:00	昼 間 8:00～18:00	夕 方 18:00～23:00	夜 間 23:00～6:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	4 5	5 0	4 5	4 0
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	5 0	5 5	5 0	4 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 0	6 5	6 0	5 0
工業地域	6 5	7 0	6 5	5 5
工業専用地域 (騒音規制法では対象外地域)	7 5	7 5	7 5	6 5

表Ⅵ－６ 振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく振動の規制基準
(単位：dB)

用途地域 \ 時 間 帯	8:00～19:00	19:00～8:00
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	6 0	5 5
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	6 5	5 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 5	6 0
工業地域	7 0	6 0
工業専用地域 (振動規制法では対象外地域)	7 0	6 5

4. 自動車騒音調査結果

騒音規制法に基づき、国土交通省が公表している道路交通センサスにより、市内の幹線交通を担う国道6路線及び県道14路線について評価区間を設定しています。この計画は5年間で49地点を一巡しするもので、平成12年から開始し、現在、令和4年度から5巡目の調査を行っています。令和6年度は9地点の自動車騒音測定及び面的評価を行い、その結果については次のとおりです。

表Ⅵ－7 自動車騒音常時監視結果（調査地点は図Ⅵ－1参照）

測定 地点 番号	路線名	測定地点 (用途地域)	測定区間	区間 延長 km	車線
V－1	一般国道255号線	西大友124 (市街化調整区域)	下大井～成田	2.1	2
V－2	一般国道255号線	飯泉486-1 (市街化調整区域)	成田～飯泉	2.3	2
V－3	一般国道255号線	飯泉954-2 (準住居地域)	飯泉～扇町	1.3	2
V－4	一般国道255号線	扇町1-16-16 (準住居地域)	扇町～本町	2.6	2
Ⅵ－1	一般国道271号線 (小田原厚木道路)	風祭531 (市街化調整区域)	板橋～荻窪	1.8	4
Ⅵ－2	一般国道271号線 (小田原厚木道路)	多古730-1 (第一種住居地域)	荻窪～飯泉	4.8	4
Ⅵ－3	一般国道271号線 (小田原厚木道路)	小竹586-44 (第一種住居地域)	飯泉～小竹	6.9	4
8－1	県道716号 成田下曾我停車場線	千代687 (市街化調整区域)	成田～曾我原	3.1	2
9－1	県道717号 沼田国府津線	堀之内334 (第一種住居地域)	新屋～堀之内	1.2	2

(調査結果 等価騒音レベルLeq 単位：dB)

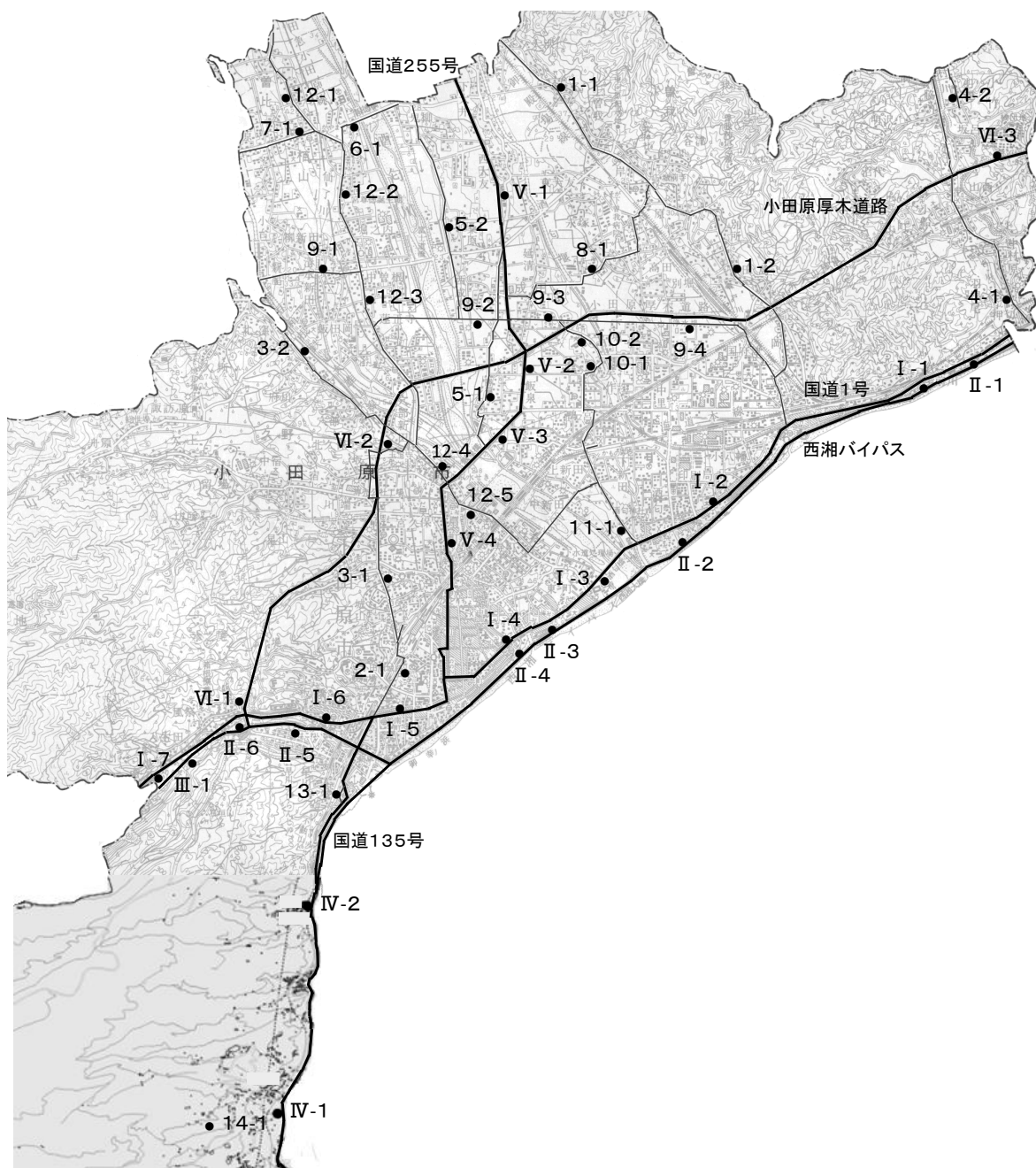
調査結果		面的評価					環 境 基 準 達成率 %	測定期間
昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	区間対象 戸数	基準値以下			昼間夜間 とも 基準超過		
(環境基準／要請限度)			昼間夜間 とも	昼間のみ	夜間のみ			
7 0 (70／75)	6 5 (65／70)	戸 6 8	戸 6 8	戸 0	戸 0	戸 0	1 0 0	R6. 5. 29 ～5. 30
7 0 (70／75)	6 5 (65／70)	2 1 0	2 1 0	0	0	0	1 0 0	R6. 5. 29 ～5. 30
6 8 (70／75)	6 4 (65／70)	1 5 3	1 5 3	0	0	0	1 0 0	R6. 5. 29 ～5. 30
6 7 (70／75)	6 5 (65／70)	1 0 4 9	1 0 4 9	0	0	0	1 0 0	R6. 6. 10 ～6. 11
7 0 (70／75)	6 5 (65／70)	8 4	8 4	0	0	0	1 0 0	R6. 8. 19 ～8. 20
6 9 (70／75)	6 4 (65／70)	9 7 0	9 7 0	0	0	0	1 0 0	R6. 8. 19 ～8. 20
7 0 (70／75)	6 5 (65／70)	4 5 7	4 5 7	0	0	0	1 0 0	R6. 8. 19 ～8. 20
6 0 (70／75)	5 6 (65／70)	5 4 1	5 4 1	0	0	0	1 0 0	R6. 6. 10 ～6. 11
6 5 (70／75)	6 1 (65／70)	3 8 4	3 8 4	0	0	0	1 0 0	R6. 6. 10 ～6. 11

表Ⅵ－８ 自動車騒音地点別測定結果（調査地点は図Ⅵ－１参照）

（評価方法：等価騒音レベルLeq 単位：dB）

路線名	測定地点番号	測定地点	測定年月	測定値 (環境基準／要請限度)	
				昼間 (70/75)	夜間 (65/70)
一般国道 1 号	I-1	前川 388-8	R5. 6	71	69
	I-2	酒匂 5-15	R5. 6	69	66
	I-3	東町 4-12-1	R5. 8	68	65
	I-4	浜町 2-7-17	R5. 8	67	64
	I-5	南町 1-4-5	R5. 8	71	68
	I-6	板橋 179	R5. 9	69	65
	I-7	入生田 167	R5. 9	69	65
一般国道 1 号(西湘バイパス)	II-1	前川 532	R2. 10	59	56
	II-2	酒匂 4-3	R2. 10	67	62
	II-3	東町 2-609	R2. 10	60	56
	II-4	浜町 4-40	R2. 10	60	56
	II-5	板橋 248-1	R2. 10	55	52
	II-6	板橋 348	R2. 10	60	59
一般国道 1 号(小田原箱根道路)	III-1	風祭 138	R2. 12	69	64
一般国道 135 号	IV-1	根府川 180	R4. 6	70	64
	IV-2	石橋 82	R4. 5	69	63
一般国道 255 号	V-1	西大友 124	R6. 5	70	65
	V-2	飯泉 486-1	R6. 5	70	65
	V-3	飯泉 954-2	R6. 5	68	64
	V-4	扇町 1-16-16	R6. 6	67	65
一般国道 271 号(小田原厚木道路)	VI-1	風祭 531	R6. 8	70	65
	VI-2	多古 730-1	R6. 8	69	64
	VI-3	小竹 586-44	R6. 8	70	65
県道 72 号 松田国府津線	1-1	上曽我 415	R5. 5	68	64
	1-2	田島 734	R5. 5	68	64
県道 73 号 小田原停車場線	2-1	城内 5	R2. 12	68	63
県道 74 号 小田原山北線	3-1	城山 1-31-35	R3. 6	69	62
	3-2	飯田岡 614	R3. 6	68	63
県道 709 号 中井羽根尾線	4-1	中村原 24	R5. 6	65	60
	4-2	小竹 1602-1	R5. 5	61	53
県道 711 号 小田原松田線	5-1	飯泉 1179-1	R4. 6	67	60
	5-2	桑原 801-1	R4. 6	64	57
県道 714 号 栢山停車場曾我線	6-1	栢山 357	R3. 5	67	61
県道 715 号 栢山停車場塚原線	7-1	栢山 2819-6	R3. 5	65	59
県道 716 号 成田下曾我停車場線	8-1	千代 687	R6. 6	60	56
県道 717 号 沼田国府津線	9-1	堀之内 334	R6. 6	65	61
	9-2	成田 684	R4. 6	65	60
	9-3	成田 60	R4. 5	64	58
	9-4	高田 401	R4. 5	66	62
県道 718 号 鴨ノ宮停車場矢作線	10-1	矢作 104-1	R2. 11	63	56
	10-2	矢作 223-1	R2. 11	65	59
県道 719 号 鴨ノ宮停車場線	11-1	西酒匂 1-7	R2. 11	64	59
県道 720 号 怒田開成小田原線	12-1	曾比 1828	R3. 5	64	59
	12-2	栢山 2065-1	R3. 6	64	57
	12-3	蓮正寺 30	R3. 6	68	61
	12-4	扇町 5-8-31	R3. 6	67	61
	12-5	扇町 2-31-5	R3. 6	64	56
県道 724 号 早川停車場線	13-1	早川 196	R4. 6	58	48
県道 740 号 小田原湯河原線	14-1	江之浦 272	R4. 6	62	47

図VI－1 自動車騒音調査地点図



5. 環境騒音・振動調査結果

一般的な環境における騒音・振動の状況を把握するため、市内を1kmメッシュに分割した住居実態のある地域を設定しています。この計画は10年間で約60地点を一巡し、現在3巡目の調査を行っています。令和6年度は6地点で騒音・振動測定及び評価を実施し、その結果については次のとおりです。

表VI-9 環境騒音・振動調査結果（調査地点は図VI-2参照）

（騒音：等価騒音レベル L_{eq} 単位：dB）

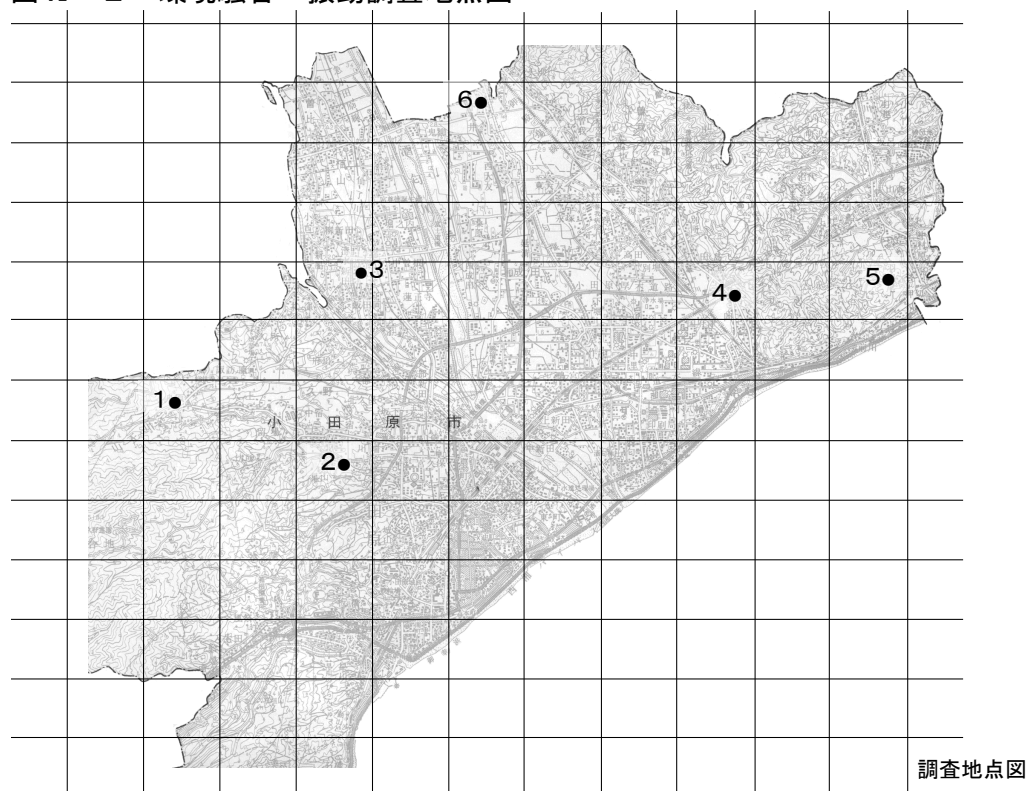
（振動：80%レンジの上端値 単位：dB）

番号	調査場所	用途地域	騒音 測定値（環境基準）		振動
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 8:00～19:00
1	久野	市街化調整地域	47（55）	41（45）	13
2	久野	第一種住居区域	41（55）	40（45）	15
3	飯田岡	第一種中高層 住居専用地域	48（55）	35（45）	31
4	国府津	第一種住居区域	48（55）	43（45）	29
5	中村原	第一種住居区域	49（55）	43（45）	34
6	下大井	市街化調整地域	50（55）	43（45）	28

調査期間：地点番号1～3は、令和6年11月21日(木)～11月22日(金)

地点番号4～6は、令和6年11月27日(水)～11月28日(木)

図VI-2 環境騒音・振動調査地点図



6. 新幹線鉄道騒音・振動

新幹線鉄道の騒音・振動問題については、昭和50年代に当時の日本国有鉄道が、沿線に存在する住居等に対し障害防止対策を行うとともに、車両の改良などの発生源対策を進め、一旦は収束に向かいました。

しかしながら、新幹線鉄道的高速化や、運行本数の増加に伴い、特にトンネルに隣接する地域などで、新たな問題が起こっており、国や鉄道会社は、沿線の環境基準達成に向け、対策を行っていますが、未だ達成されていません。

そこで、市では、市民からの依頼を受け、環境庁告示「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」、環境庁勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」による測定方法に準拠して、調査を実施し詳細な状況の把握に努めております。

令和6年度測定結果

① 測定日 令和6年5月23日（木）

測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）

線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
72.6 (70／75)	62.1 (70)

② 測定日 令和6年11月5日（火）

測定場所 国府津（弁天山トンネル出口付近）

線路側別 上り線側

測定値 (騒音及び振動レベル 単位：dB)

騒音 (環境基準／対策指針値)	振動 (対策指針値)
71.5 (70／75)	63.3 (70)